

- 当院はマイナンバーカードでの受診を押し付けません。
- マイナンバーカードの取得は“**個人の自由**”です。
- マイナンバーカードなしでも12月2日以降も**受診**できます。

- ✓ マイナ保険証の登録も自由です。
- ✓ 健康保険証は有効期間内の最大1年間（2025年12月1日まで）は使えます。マイナ保険証がない方は、他の方法（資格確認書など）でも医療保険での受診が可能です。
- ✓ 資格確認書も本来は申請が必要です。申請なしで発行されるのは、「現行の健康保険証」だけです。



保険証を残す署名にご協力ください

**院長**

2024年7月

神奈川県保険医協会  
会員各位

## 「マイナカード押し付けません」ポスター（裏面）をご活用ください

神奈川県保険医協会  
理事長 田辺由紀夫

拝啓 盛夏の候、先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてオンライン資格確認やマイナ保険証問題では、政府は利用率が低迷する中でも今年12月2日の新規発行停止を改める姿勢を一切見せていません。そればかりか金で医療機関を釣るような推進策により、患者さんにマイナ保険証の取得を強要する施設が現れる始末です。こうした中、12月2日以降も保険証の経過措置や様々な資格確認書類により、マイナカードがなくても医療保険での受診ができることを周知する目的で患者さん向けの院内ポスター（裏面）を作成いたしました。つきましては院内の待合室に掲示するなど、患者・地域住民への周知にご活用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 現在想定される12月2日以降、当面の資格確認書類について

資格確認方法	【マイナカードあり】【保険証利用登録あり】の場合	【マイナカードあり】【保険証利用登録なし】の場合	【マイナカードなし】【保険証利用登録なし】の場合
カードリーダーでのオンライン資格確認	○	×	△※1
(顔認証しない・できない場合) 暗証番号でのオン資格確認	○	×	
(顔認証できない場合) オン資の目視モードでの資格確認	○	×	
マイナポータルでの被保険者資格情報の画面 (PDFなども可)	○	×	
マイナカード+資格情報のお知らせ ※2	○	○	
過去の受診歴等から資格変更ないとの口頭確認	○	○	○
被保険者資格申立書	○	○	○
現行の健康保険証 (有効期間内で最長2025年12月1日まで使用可)	○	○	○
資格確認書 ※3		○	○

※1 カードリーダーの機種により健康保険証でも確認可能な場合あり

※2 被用者保険はこの夏から、地域保険は12月2日以降に送付開始

※3 マイナ保険証がない方には保険証の有効期間が切れる前の送付を想定

詳しくは神奈川県保険医協会・医療情報部までご連絡を **TEL : 045-313-2111**